

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年十二月三十一日まで延長する措置を指定する件

○厚生労働省告示第二百三十七号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年十二月三十一日まで延長する措置を次のように指定する。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

対象となる 特定権利利益	対象者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて同項又は同条第四項の認定を受けたことにより、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。	特定被災区域（令和六年能登半島地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）が適用された市町村の区域（石川県の区域に限る。）をいう。以下同じ。）内に居住地を有する者

<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）を受けたことにより、同項に規定する居宅介護サービス費の支給に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービスを提供することができること。</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）を受けたことにより、同項に規定する地域密着型介護サービス費の支給に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスを提供することができること。</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十六条第一項の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）を受けたことにより、同項に規定する居宅介護サービス計画費の支給に係る同法第八条第二</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>

<p>十四項に規定する居宅介護支援を提供することができること。</p>	
<p>介護保険法第四十八条第一項第一号の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）を受けたことにより、同項に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十七項に規定する介護福祉施設サービスを提供することができること。</p>	<p>特定被災区域内に施設を有する者</p>
<p>介護保険法第五十三条第一項本文の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）を受けたことにより、同項に規定する介護予防サービス費の支給に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスを提供することができること。</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定（特定被災区域</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>

<p>内に在る事業所に係るものに限る。)を受けたことにより、同項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給に係る同法第八条の二第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供することができること。</p>	
<p>介護保険法第五十八条第一項の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)を受けたことにより、同項に規定する介護予防サービス計画費の支給に係る同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援を提供することができること。</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたことにより、同法第七条第五項に規定する介護支援専門員としての業務を行うことができること。</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者又は特定被災区域内に在る介護サービスを提供する事業所若しくは施設において当該業務に従事している者</p>

<p>介護保険法第九十四条第一項の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）を受けたことにより、同法第四十八条第一項に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを提供することができること。</p>	<p>特定被災区域内に施設を有する者</p>
<p>介護保険法第七十条第一項の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）を受けたことにより、同法第四十八条第一項に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスを提供することができること。</p>	<p>特定被災区域内に施設を有する者</p>
<p>介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）を受けたことにより、同項に規定する第一号事業支給費の支給に係る同法第百</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>

<p>十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行うことができないこと。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五十一条の五第一項の地域相談支援給付決定を受けたことにより、障害者総合支援法第五十一条の第十四第一項又は第五十一条の十五第一項の規定により障害者総合支援法第五十一条の五第一項の地域相談支援給付費等の支給を受けることができること。</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）を受けたことにより、同項に規定する地域相談支援給付費の支給に係る障害者総合支援法第五条第十八項に規定する地域相談支援を提供す</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>	

るいどがぢきるいど。